

ネーミングライツの導入に向けた検討について

令和6年7月4日
企画部企画課行政改革係

趣旨

市では、4次にわたる「佐久市行政改革大綱」に一貫して健全な財政基盤の確立を掲げ、自主財源の確保に努めてまいりました。

この間には、自主財源の確保のため、ネーミングライツ導入に向けた動きもありましたが、実際の契約には至らず、現在までの間において、未導入のままとなっております。

こうしたことから、市においても、ネーミングライツの導入による自主財源の確保に向けて、対象となる公共施設について、可能な限り事業者からの提案を受け、より多くの可能性を検討できる仕組みを導入します。

1 概要

(1) 基本方針及び募集要項の見直し

「佐久市ネーミングライツ導入に関する基本方針」(以下、「基本方針」という)については、制定から10年以上が経過しており、導入の実績もないことから、現在の状況に合わせて見直しを図る必要が生じています。

特に、ネーミングライツ・パートナーの募集のあり方については、先進自治体において、「市の所有する公共施設の中から、民間事業者等が自ら愛称をつけたい施設を選んで、提案する」方式が主流となっていることから、従来、佐久市で策定した、「提案募集型」の募集要項を主軸に「施設特定型」の要項を統合し、民間事業者からの提案を随時受け付ける形で、見直しを図ります。

(2) 審査までの流れ

事業者から提案があった際には、提案のあった当該施設について、他の事業者から追加の提案がないか確認します。また、審査の参考とするため、併せて、市民からの意見を募集するとともに、施設所管課からの意見も付すこととします。

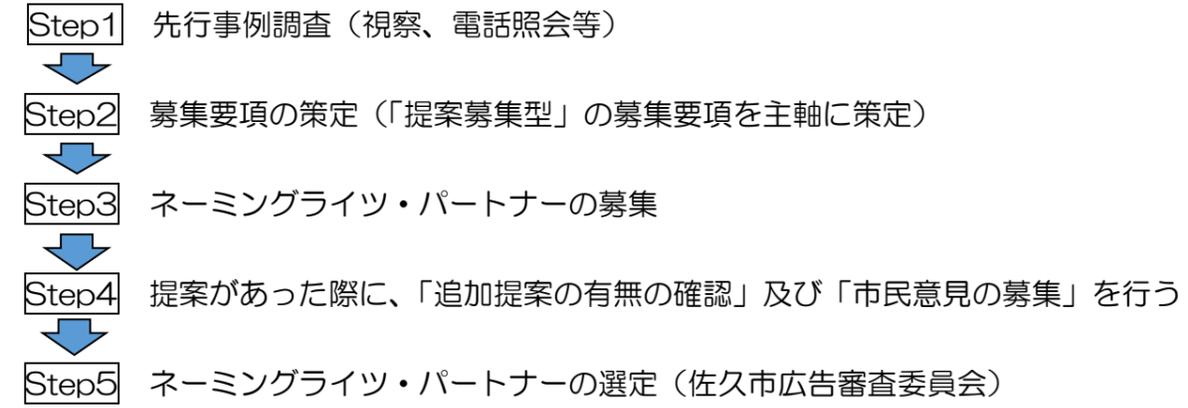
(3) 官民連携に向けた視点

ネーミングライツの導入については、官民連携の取組を推進するため、想定より安価である場合であっても、積極的に検討する必要があります。ネーミングライツ・パートナーに選定された企業が効果を実感することで、多くの施設への波及効果や、次回更新時の金額の見直しにつながることも考えられます。

また、単に施設の名称を変更するだけでなく、当該施設を活用した地域貢献活動に係る役務の提供等についても、同時に受け付けるものとします。

2 ネーミングライツ導入に向けた流れ

ネーミングライツの導入に向けて、以下のとおり進めます。



3 効果検証に基づくネーミングライツのさらなる推進

ネーミングライツ・パートナーの募集結果を踏まえて、導入施設の拡大、適正な金額・期間等の観点から効果検証を行うとともに、必要に応じて、サウンディング型市場調査や要項改正等を行い、ネーミングライツの導入を一層推進します。

4 スケジュール

令和6年度中に新たな「募集要項」を定めるとともに、ネーミングライツの導入に向けた運用を開始します。また、募集要項の策定やネーミングライツ・パートナーの決定等の結果(途中経過含む)について、行政改革推進本部に報告します。

ネーミングライツ導入スケジュール	令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
導入方針・募集要項作成	導入方針作成					募集要項(案)作成						
理事者レク				導入方針				要項(案)				
行政改革推進本部会議				導入方針の確定				要項の確定				
行政改革推進委員会				導入方針の報告				要項の報告				
募集・審査(広告審査委員会)										募集期間(通年)		
										審査・決定(随時)		
市民周知・意見聴取									市民周知(要項)	市民意見の募集(企業からの応募ありの場合)		